

生活衛生おかやま

題字：岡山県知事 伊原木隆太

第67号
編集・発行

(公財)岡山県生活衛生営業指導センター
理事長 中嶋 實人
岡山市北区内山下1-3-7
TEL・FAX (086) 222-3598
<http://okayama-seiei.or.jp/>

生活衛生営業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に伴う相談を専門家が相談者の店舗に出張しサポートします。

コロナの影響に伴う経営相談をはじめ、「持続化給付金」、「雇用調整助成金」等の給付金、助成金等の申請方法、パソコンの入力方法など具体的な相談にも対応します。

専門家の出張相談を希望される方は、生活衛生同業組合までお尋ねください。

公益財団法人 岡山県生活衛生営業指導センター

専門家派遣フロー図

生衛営業者

↓ 相談

各岡山県生活衛生同業組合

↓ 専門家の派遣依頼

(公財)岡山県生活衛生営業指導センター

↓ 専門家の派遣依頼 ↓ 費用の支払い

岡山弁護士会

岡山県中小企業診断士会

岡山県社会保険労務士会

直接日程調整

相談事項の確認

お店での相談

◆ 貸出用パソコンを準備しましたので、ご利用ください。

持続化給付金(経済産業省)

詳しくは「持続化給付金HPへ」



新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、インバウンドの急減や自粛等の影響などにより、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等の業況に大きな影響が出ており、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業所継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

- ① 売上が大きく減少した事業者に対し、法人200万円、個人事業者等100万円を上限に現金が給付されます。
- ② 給付対象者：中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者。

雇用調整助成金(厚生労働省)

詳しくは「雇用調整助成金HPへ」



雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が対象。
- ② 令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

家賃支援給付金(経済産業省)

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。

5～12月においていずれかに該当する者に、給付金を支給

1. いずれか1ヶ月の売上が前年同月比で50%以上減少
2. 連続する3ヶ月の売上が前年同月比で30%以上減少

詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに経済産業省HP等で公表されます。

特別支援金(岡山県)

2020年に入っているいずれかの月の売上が前年同月比で5割以上減るなど条件を満たす事業者に最大1千万円を支給します。

パートやアルバイトを含む従業員数が21人以上で、県内に拠点を置く個人事業主、中小企業などが対象。従業員1人当たり2万円を支給します。

詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに県HP等で公表されます。

県内市町村の支援

事業継続支援金（岡山市）中小・小規模事業者向け

詳しくは「岡山市HPへ」



新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上減少している岡山市内事業者へ、事業継続のための支援金を支給します。

① 以下の1. 2. のいずれも満たす方

1. 主たる事業所が岡山市内にある中小企業者または小規模事業者
2. 令和2年2月～6月までのいずれか1ヶ月の売上が、前年同月比**20%以上減少**していること。
 - 国の「持続化給付金」と重複して受給することができます。
 - 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

② 中小企業者（小規模事業者を除く）20万円、小規模事業者（個人事業主を含む）10万円

- 用途制限無しで受給できます。
- 申請後、約2週間程度での支給を想定しています。

事業継続支援金（倉敷市）中小・小規模事業者向け

詳しくは「倉敷市HPへ」



新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた倉敷市内の事業者が、事業継続の一助としていただくための、**事業全般に広く使える支援金**です。

① 以下の1. 2. のいずれも満たす方

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から6月のひと月の売上が、**前年同月比で20%以上減少**している事業者
2. 令和元年以前から事業による売上があり、今後も事業を継続する意思がある事業者
 - 申請は1回のみです。

② 中小企業者（小規模事業者を除く）20万円、小規模事業者（個人事業主を含む）10万円

- 用途制限無しで受給できます。
- 申請後、約2週間程度での支給を想定しています。

事業継続支援金（玉野市）中小・小規模事業者向け

詳しくは「玉野市HPへ」



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少している玉野市内の事業者の皆様に、事業継続の一助としていただくための支援金を支給します。

① 以下の1. 2. 3. のいずれも満たす方

1. 令和2年4月1日時点で主たる事業所が**玉野市内にある中小企業者または小規模事業者**
2. 令和2年2月～6月までのいずれか1ヶ月の売上が**前同月比20%以上減少**していること
3. 申請日時点で事業を継続しており、今後も事業を継続する意思があること
 - 申請は1回のみです。

② 中小企業者（小規模事業者を除く）20万円、小規模事業者（個人事業主を含む）10万円

- 使途制限無しで受給できます。

事業継続支援金（早島町）中小・小規模事業者向け

詳しくは「早島町HPへ」



新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた早島町内の中小企業者および小規模事業者の方を対象に、事業継続の一助としていただくための、**事業全般に広く使える支援金**です。

① 以下の1. 2. 3. のいずれも満たす方

1. 早島町内に主たる事業所が所在していること。
2. 会社および会社に準ずる営利法人など早島町HP掲載の支援対象者であること。
3. 令和2年2月から6月までのいずれか1ヶ月の売上高が、**前年同月比で20%以上減少**していること。
 - 申請は1回のみです。

② 中小企業者（小規模事業者を除く）20万円、小規模事業者（個人事業主を含む）10万円

- 使途制限無しで受給できます。
- 申請後、約2週間程度での支給を想定しています。

事業継続支援金（赤磐市）中小・小規模事業者向け

詳しくは「赤磐市HPへ」



新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年2月～12月の間の売上が減少している**赤磐市内の商工業者が継続して事業を営むことを支援するため**、「がんばろう赤磐コロナ対策持続化支援金」を給付します。

1. 持続化支援金①**【申請時の条件】**

- 法人：市内に本店登記を有し、かつ市内に事業所を置く商工業者であり、売上が20%以上減少
- 個人事業主：市内に1年以上在住し、商工業を営んでおり売上が20%以上減少

【給付額】

1 事業者につき上限20万円

2. 持続化支援金②**【申請時の条件】**

- 市内に本店または事業所を置く法人であり、市内事業所の売上が70%以上減少

【給付額】

1 事業者につき上限200万円

事業継続支援金（瀬戸内市）中小・小規模事業者向け

詳しくは「瀬戸内市HPへ」



新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている瀬戸内市内の事業者に対し、事業継続の支援金を給付します。

① 以下の1. 2. の要件を満たしている事業者

- 主たる事業所又は事務所が瀬戸内市内にある事業者
- 国の持続化給付金を申請し、給付決定されていること
- 申請は1回のみです。

② 法人20万円、個人事業主10万円

※ただし、国の持続化給付金額の10%を上限とします。

事業継続支援金（備前市）中小・小規模事業者向け

詳しくは「備前市HPへ」



新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、売上が大きく減少している備前市内の事業者の皆様の事業継続を市独自で支援いたします。

① 以下の1. 2. の要件を満たしている事業者

- 備前市で事業を営む中小企業者・小規模企業者（個人事業者を含む）であること
- 国の小規模事業者持続化補助金の交付決定事業者で、令和2年1月以降で最近1ヶ月の売上が、前年同月比で50%以上減少した事業者

② 国の小規模事業者持続化補助金の交付決定額の10%以内の額

倉敷市ふんばる事業者応援事業費補助金 中小・小規模事業者向け



新型コロナウイルス感染症の影響下において、事業者が自らの強みを生かして事業活動を継続していくための新たな取組を支援します。

① 補助対象の主な要件

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から6月のひと月の売上が、前年同月比で20%以上減少している事業者

② 補助対象メニュー（令和2年4月1日以降の実施事業が対象になります）

- 業態転換・設備投資
経営の安定化を図るために必要な設備やサービス等の導入、施設改装にかかる経費
- 商品開発
感染症対策に資する新商品やサービスの開発にかかる経費
- 販路開拓・促進
ITを活用して人の移動や接触を減らしつつ行う販路の開拓、促進にかかる経費

③ 上限20万円（中小企業者は対象経費の4分の3、小規模事業者は対象経費の5分の4）

- 申請手続きなど詳細は、5月末頃に公表する予定です。

新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）

新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1. 最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 2. 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1) 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含みます。）の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	6,000万円（別枠）
利率（年）	基準利率 ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%(注)、4年目以降は基準利率
ご返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）
担保	無担保

(注)一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間が実質無利子となります。

生活衛生改善貸付の概要（日本政策金融公庫）

生活衛生改善貸付（生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付）は、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた次の方 常時使用する従業員数が5人（旅館業および興行場営業を営む方は20人）以下の会社または個人
融資限度額	2,000万円
ご返済期間（うち措置期間）	運転資金 7年以内（1年以内） 設備資金 10年以内（2年以内）
利率（年）	[特別利率F]
担保・保証人	無担保・無保証人

〈令和2年度6月10日 岡山県生活衛生営業指導センター調べ〉

生衛組合の加入について

岡山県内には13の生活衛生同業組合があり、組合員の経営の健全化、衛生水準の維持向上を通じ、消費者の権利擁護のため、様々な取組みを行っています。

生活衛生関係営業事業者の皆様、ぜひ生衛組合加入をご検討ください。

生衛組合の活動（例）	生衛組合加入のメリット（例）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生、技術、経営等に関する相談、セミナー開催 ○ 日本政策金融公庫による融資申込みの支援 ○ 福利厚生事業の実施 ○ 地域福祉貢献事業等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本政策金融公庫による有利な融資（低利・無担保・無保証） ○ 賠償保険、火災・生命保険等の有利な共済制度の利用 ○ 生衛業に関する情報提供、情報交換等 ○ 融資、経営、衛生等の相談指導 ○ 各業の個別特典で経費節約

お問い合わせは（公財）岡山県生活衛生営業指導センター ☎086-222-3598まで

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!

2メートル

窓やドアを開け
こまめに換気を!

屋外でも密集するような
運動は避けましょう!

少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取りましょう!

- ・多人数での会食は避ける
- ・隣と一つ飛ばしに座る
- ・互い違いに座る

会話をするときは
マスクをつけましょう!

5分間の会話は
1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう!